

■学校経営のポイント

土曜日の「授業」や「特色ある活動」

小島 宏

土曜日に授業をする学校、土曜日を体験活動など特色ある活動に充てる学校が増える傾向にあり、最近、学校週5日制に変化の兆しが感じられる。

土曜日授業などは、教育委員会の方針と各学校の主体的な判断によって実施されるものであるが、「子どもへの教育的効果」と「教職員の勤務態様」を考慮して進めることが肝要である。

土曜日授業の背景

学校教育法施行規則第61条で「日曜日及び土曜日」を休業日と規定しているが、「教育委員会が必要と認める場合には、この限りではない」（同条H25.11.29改正）と特別な場合でなくとも土曜日授業が可能になった。

土曜日授業を行う背景には、学習指導要領で指導内容及び授業時数の増加したことによる授業時数の確保がある。また、月曜日から金曜日までが過密スケジュールになり、子どもと向き合う時間や教材研究の時間が取りにくくなるなどの実態もある。

さらに、教育委員会の柔軟な対応や保護者の土曜日授業の要求なども影響していると思われる。

土曜日授業の文科省や教委の方針

今後について「土曜日授業を復活し時数を確保し学力を向上につなげるねらいである。実現するためには何が課題か省内で整理している。世論の理解もあると思う（文科大臣、H25.1.15）」との説明もある。

また、開かれた学校づくり（東京都教委、岡山県教委、大阪市教委など）、授業時数の確保・基礎的学習に時間をかけて指導（岡山県教委など）、平日の教育活動にゆとり（さいたま市教委など）等、土曜日授業を認める方針を示している例もある。

土曜日授業の例

〈A校の例〉授業時数に計上と振替休日なしで、全学年希望参加（毎月更新）で、国語、算数の基礎

学習及び読書を、第1及び第4土曜日の午前中3時間実施している。

〈B校の例〉教育課程に位置づけ振替休日なし、国語、算数、道徳（中学校は国語、数学、英語）を第1及び第3土曜日の午前中3時間実施している。

〈C校の例〉教育課程に位置づけ振替休日なし、授業時数に計上し、年間15回実施している。内容は、体験活動や地域人材を導入した各教科、道徳などで、原則、保護者や地域に公開している。

〈D校の例〉毎月1～2回、少人数指導や習熟度別指導で、国語、算数（数学）、外国語活動（英語）の基礎の徹底や発展学習を実施している。教育課程に位置づけ振替休日なし、授業時数に計上している。

土曜日の特色ある活動

土曜日振替休日なしで、体験的な学習など特色ある教育活動を実施している学校もある。結果的に、持ち込み行事が減り月曜日から金曜日までの教育活動にゆとりが生じているようである。

〈E校の例〉月1～2回、授業時数に計上せず、地域の協力を得て、地域のふれあい活動（子ども会、ボランティア、クリーン活動、地域各種行事、文化・スポーツ教室）に参加している。

〈F校の例〉月1～2回午前中、授業時数に計上せず、安全教室、防災訓練、道徳公開授業、各種体験的な活動などを実施している。

勉強だけの「子どもの生活」でよいか？

教育委員会の判断で「学校週6日制」が可能になったとしても、重要なことは『勉強だけの生活』が子どもにとってよいものかどうかである。この点を行政も学校も保護者も考えて判断していただきたい。

（こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長）

●小学校・中学校 心に残るとっておきの話——年間の主要な行事での式辞実例集

『校長式辞 春夏秋冬』

【編集】教育開発研究所 A5判・192頁／定価2,310円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）